

古河市総和老人福祉センター 指定管理者指定候補者選定結果について

古河市総和老人福祉センターの指定管理者指定候補者の選定について、古河市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定審議会」）で審査した結果、下記のとおり指定管理者指定候補者の選定を行いました。

1.施設概要

名 称 : 古河市総和老人福祉センター
所 在 地 : 古河市北利根10番地

2.募集概要

募 集 期 間 : 平成30年7月2日（月） ～ 平成30年7月25日（水）
応募団体数 : なし（条件を見直し再募集）

再募集期間 : 平成30年8月31日（金） ～ 平成30年9月5日（水）
受 付 期 間 : 平成30年9月13日（木） ～ 平成30年9月18日（火）
応募団体数 : 1団体

3.選定方法

選定審議会において、「指定管理者選定基準」を決定し、委員7名（市民委員3名、市職員4名）により申請書類及び応募団体によるプレゼンテーションを基に審査を行い、選定しました。

4.評価基準

大項目	小項目	評価の観点	配点
1.応募団体の能力	①団体の安定性	・安定した運営ができる財務状況である	5
	②団体の信頼性	・類似施設の管理実績がある	5
2.基本方針	③管理運営の基本方針	・市の計画や条例における施設の設置目的や役割を理解している ・指定管理者としての責務を認識し、真摯に事業に取り組む姿勢がある	5
3.利用しやすさ	④公平性の確保	・誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりがされている	5
	⑤苦情・要望の把握と対応	・利用者の意見・要望の把握とその反映の方法は的確である ・トラブル発生時の対応策や未然防止策が検討されている	5
4.安全・安心の実現	⑥利用者の安全確保	・日常から利用者が安全に利用できるようきめ細かい安全対策が講じられている	5
	⑦情報管理	・個人情報の管理についてセキュリティ対策が講じられている ・個人情報保護や業務上知り得た秘密の漏洩防止策が講じられている	5
	⑧危機管理体制	・事故、災害時において適切な対応ができるような体制がとられている	5
5.施設の効果的活用	⑨利用促進	・利用者の増加を図るための広報計画や数値目標が適切である ・魅力的なサービスや利便性向上につながる提案がなされている	5
	⑩施設の活用	・施設の利用拡大のための提案事業、または自主事業の取組が検討されている	5
6.管理運営体制	⑪人員体制	・管理運営内容と整合した職員体制がとられている ・必要な資格、専門的な知識を持った職員が配置されている ・人件費の設定は適切である	5
	⑫人材育成	・職員の育成、資質向上のためのきめ細やかな取組が計画されている	5
	⑬維持管理	・施設の機能維持、物品管理の方策は適切である	5
	⑭業務委託	・再委託の業務範囲、委託方法及び委託先は適切である ・再委託業務の成果確認の方法は適切である	5
7.効率性	⑮経費削減	・経費節減のための方策は、無理がなく実現可能なものである	5
	⑯収支バランス	・設定額（サービスとコストのバランス）は妥当である	5
	●指定管理料	・上限額に対する提案額の割合	10
8.施設固有項目	①高齢者の健康づくり	・高齢者の健康づくりや健康相談等への積極的な提案がある。	5
	②余暇活動への支援	・教養の向上、余暇活動を支援する事業の提案が具体的かつ適切なものである。	5
合計			100

5.第1次審査(書類審査)

「出席選定審議委員の総合得点の平均点が55点以上」を満たす団体を第1次通過団体とする。

結果： 応募1団体が第1次審査を通過

6.第2次審査(プレゼンテーション審査)

	社会福祉法人 古河市社会福祉協議会
A委員	62
B委員	78
C委員	66
D委員	71
E委員	60
F委員	68
G委員	56
総合得点	461
平均点	65

※ 各委員の採点は、100点満点

最低基準である「出席選定審議委員の総合得点の平均点が55点以上」を満たし、総合得点最上位の団体が指定管理者指定候補者として選定されます。

結果： 指定管理者指定候補者 社会福祉法人古河市社会福祉協議会

7.指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）